

令和 8 年 4 月

委任状への押印について

都市計画課に提出される下記の申請・届出について、申請者以外の者が代理申請を行う場合に添付する書類（以下「委任状等」）の委任者及び受任者の押印について、以下のとおりお知らせします。

記

（１）対象の申請・届出

- ・ 川越市立地適正化計画に関する届出
- ・ 地区計画に関する届出
- ・ 都市計画法第 53 条に関する申請

（２）委任状等への押印について

委任状等への押印については、原則として不要とします。

ただし、押印を妨げるものではありません。

※ 委任状等は必ず委任者本人の意思に基づいて作成してください。委任者の意思を確認させていただく場合があります。

※ 委任状等の偽造、偽造された委任状等の行使に関しては、刑法により罰せられることがありますのでご注意ください。

※ 委任者と受任者の間でトラブルを防止するため、押印の有無を含め委任の内容について十分に協議し、委任内容を記載した委任状等の原本又は写しを提出してください。

※ 申請内容を訂正する場合は、訂正者が明確になるよう受任者による訂正印を押印してください。

以上

川越市 都市計画部 都市計画課
TEL 049-224-5945